

農 ハ ウ

KNOW
HOW

を守り
活用して
農業をビジネスに。



これからの農業 に必要なものは…

いま、農業は大きな変わり目を迎えています。

生産現場の高齢化や労働力不足はますます進んでいく一方、企業の参入や六次産業化などにより、新たなプレイヤーが農村で活動するようになってきました。また、海外市場への展開や、AI、ICT、ロボット技術の発達など、大きなビジネスチャンスが広がっている産業でもあります。

これらのビジネスチャンスをつかみ、農業を地域産業として発展させるためには、農業に携わる皆さんの経験に基づく経営、地域の独自性を發揮し、差別化された商品や革新的な生産プロセスの開発などに取り組んでいく必要があります。

農業は知的財産 に立脚した産業です。

農業は、一次産業ですが、動植物、化学、気象、土壤、土木、水利用、機械、経営・経済といった幅広い知識と経験の上に成り立つ高度な知的産業です。ここでいう「知的財産」とは、特許や商標などといった権利化されたものだけでなく、経営者や地域・行政の皆さんがこれまでに培ってきた技術や経験などのノウハウに基づくものや、優れた品種、独自の生産技術、農産物・食品のブランド価値なども含まれています。

知的財産を守ることは、新しい技術を開発し、経営に活かすために必要です。

我が国の農林水産業においては、これまで、国や都道府県の試験場、企業、JA、地域等が協力しながら新しい技術や商品、ブランドなどを開発し、それを皆で利用してきました。

しかし、その利用を無制限に認めるはどうなるでしょうか。開発してもすぐに他人に利用され、他人の方が利益を上げるような事態になれば、いずれ誰も開発を行わなくなり、新たな技術の利用が進まなくなってしまいます。

将来に向けて、継続的に技術や商品、ブランドを生み出し続けるためには、個々の経営者が自らが有する知的財産を見つめなおし、その利用や管理の在り方を見直すことが必要です。

そもそも、 「知的財産」 って何ですか？

「知的財産」と聞いて、
何をイメージしますか？

特許権、商標権、著作権…どれも自分とは関係ない世界だと思っていませんか？何も「新しいもの・高度なもの」だけが知的財産ではありません。農家のみなさんが普段しているちょっとした工夫や、地域の農業者ネットワークなども、実は立派な知的財産です。

知的財産

価値のある情報、人々のひらめきと努力の結果



農ハウ

農業現場でも様々なノウハウがあります。



これらはいずれも立派な知的財産です。

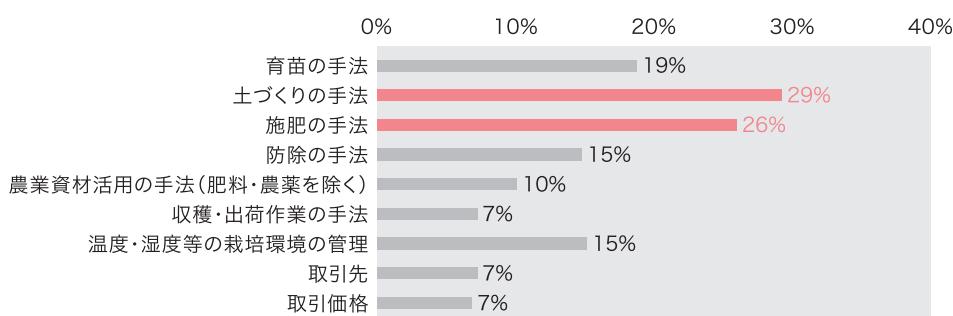
では、実際のところ、どの程度 「農ハウ」を

意識 していますか？

実際の農業現場での農ハウの利用、
管理の現状はどうなっているのでしょうか?
ここでは、農業経営体の皆様に対して行った
アンケート調査の結果から、
農ハウに関する現状を見てみましょう。

1 多くの経営体が農ハウを持っています。

Q1. どのようなものを農ハウとして認識していますか？

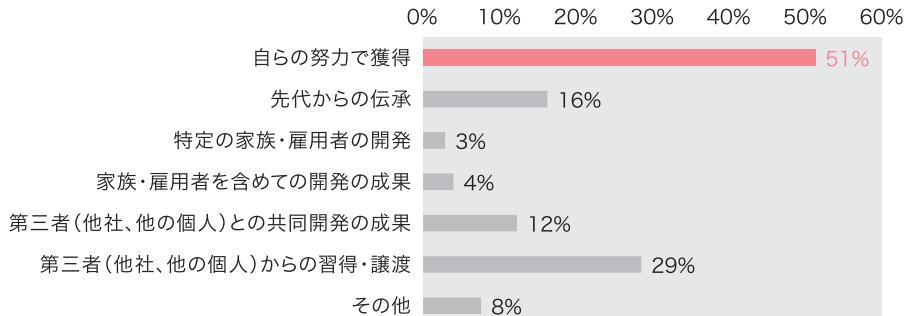


アンケートの結果、多くの経営体が「農ハウ」を持っていることがわかりました。

特に、「土づくりの手法」や「施肥の手法」などが多く回答されましたが、選択肢以外でも製茶法、球根管理、整枝、剪定、水管理、飼料設計、繁殖管理、資材、育種、土壤消毒など様々な農ハウがあげられました。

2 農ハウの多くは、農業者の皆さん 自ら開発されたものです。

Q2. どのように農ハウを獲得していますか？



その農ハウは、農業者の皆さんのが自ら試行錯誤して開発されたものであり、皆さんの大変な知的財産です。

■調査概要■

対象者 農業経営体

実施時期 平成29年7-8月

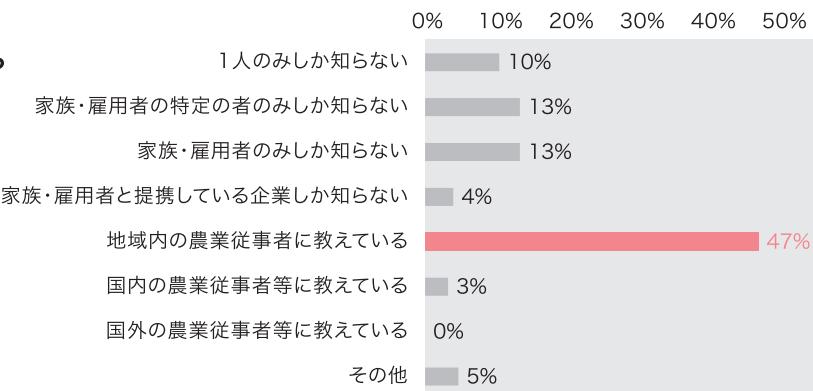
回収数 277経営体

調査方法 郵送調査(自記式)

3

多くの方が、農ハウを地域内の農業従事者で共有しています。

Q3. どこまで農ハウを共有していますか？

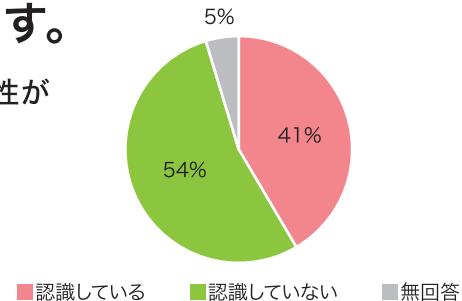


一方で、開発した農ハウについて、多くの方が、地域内の農業従事者に教えていると回答しました。

4

農ハウが財産的価値を有する可能性があることを認識している人も多くいます。

Q4. 農ハウが財産的価値を有する可能性があることを認識していますか？

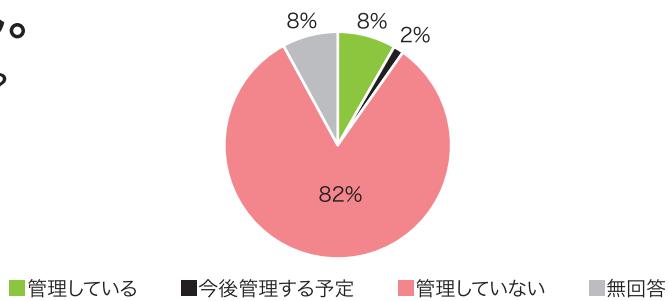


農ハウは、知的財産であり、場合によっては財産的な価値を持っているということについて、4割程度の方が「認識している」と回答しました。

5

一方で、農ハウを管理している経営体はさほど多くありません。

Q5. 農ハウを管理していますか？



8割以上の方が現在は農ハウを管理していないと回答しました。

また、具体的な管理の内容として例えば、「第三者の目に触れないように管理」「マニュアルにして私的に保管」「言いふらさない」「他人の前で作業を見せない」といった回答がありました。

それでは、次のページからケースごとに農ハウ管理に関する事例を見ていきましょう



農ハウをめぐるこんな

トラブル

起くるかも

①個々の農家のトラブル

補助金を活用して新規就農者を受け入れ、これまで培ってきた野菜づくりのノウハウを伝授したが、間もなくして離職し、同じ品目を栽培する隣県の農業法人に就職。数年後、**同じ生産方法**で作られた野菜が市場に出回ってしまった。

独自に編み出した肥料の最適な調合バランスをノートにまとめ、「マル秘」扱いで保管していたところ、たまたま視察に来ていた農家に対し、従業員がノートに記載していた
内容を話してしまった。



こんな時、どうすれば良い？

特許取得などしていない農業技術であっても、一定の条件が整えば不正競争防止法上の「営業秘密」としての保護を受け得るので、訴訟提起を通じて損害の賠償や差止めを求めるることは可能です。しかし、そのようなもめ事は無いにこしたことはありません。日頃から情報管理を徹底するとともに、技術情報の共有範囲（本人限り／家族まで／従業員まで／JAまで）、圃場の撮影禁止、離職後の秘密保持義務など、必要に応じて定めておくことで、情報の流出を未然に防ぐことができます。

農業技術だけでなく、取引先・顧客リストなどの経営に関する情報や、栽培データなども「営業秘密」に含まれる可能性があります。日頃から農ハウに対する意識を高めておくことが重要です。

②先進的な農業経営者のトラブル

大手事業者との技術提携契約により、自身のブランド野菜の販売拡大を目指した。契約相手にはノウハウを惜しみなく提供。売上げは順調だったが、契約終了後に相手が**同じ技術を使って**同じ作物を生産。競合品となり、自分の作物の売り上げが減ってしまった。

フランチャイズ契約を締結し、栽培ノウハウが書かれた**電子ファイル**を相手に送付。相手が親戚の農家にファイルを見せてしまい、その農家がノウハウを参考に同じ作物を生産。自分の作物の売り上げが減ってしまった。



農ハウを有効に活かすには？

農ハウを蓄積するには専門的な知識や長年の経験が必要となります。他社(他人)への技術提供を通じて、相手はあなたの農ハウを使って近いレベルの作物を作ることができます。また、提供の見返りとして相手からロイヤリティ(対価)を受け取ることで、あなたも収益を得ることもできます。もし相手が作る商品についても同じ名称で売ってもらえば、あなたの農ハウが詰まった作物の知名度も上がるでしょう(その際には、あらかじめ商標登録などを行うことが重要です)。技術提携契約は事業範囲の拡大の観点から有効な一手といえます。



また、フランチャイズ契約を行う場合、高品質の作物を作ってもらうためには農ハウの共有が必要になりますが、提供先(フランチャイジー)の職員が他の農場に転職したり、独立したりすることも想定されます。他の産業では元従業員による転職先への情報流出事件が発生していますが、農業でも同じような事件が発生しないとは言いきれません。契約終了後、相手があなたの農ハウを使って同じ作物を作ってしまうかもしれません。

農ハウを提供する際には秘密保持条項・競業避免条項を設けて、契約相手が農ハウを勝手に他人に教えたり、契約終了後すぐに農ハウを使って同じ作物を作ったりすることが無いよう秘密保持義務・競業避免義務を明確にするといった対策が必要です。

【競業避免条項の例】

- 第〇条(競業避免)
 1 乙は、本契約存続期間中、店舗以外の場所において、本店舗と同種もしくは類似の事業を行ってはならない。
 また、本契約と同種もしくは類似のフランチャイズ事業に参加してはならない。
 2 本条項は本契約終了後〇年間は有効とする。

【秘密保持条項の例】

- 第〇条(秘密保持)
 受領者は、秘密情報を善良なる管理者の注意義務をもって秘密として管理保持するものとし、事前に開示者の書面(電子メール等の電磁的方法を含む。)による承諾を得ることなく、当該秘密情報を開示対象者以外の第三者に開示又は漏えいしてはならない。

③地域ブランド形成をめざす生産組合でのトラブル

地域活性化のため、地元で栽培されているリンゴに新たなブランド名を付けて販売し始めたところ、組合員の一人が個人で商標を出願し、登録されてしまった。

地元企業の協力をうけて糖度の高いリンゴを安定的に生産する新たな栽培方法を確立したが、知らない間にその企業が特許を出願してしまった。今後この技術で栽培する場合には企業からライセンス料を求められる可能性もある。



こんな時、どうすれば良い？

農林水産物の地域ブランド化にあたって、その产品的名称や生産・加工技術を権利化し、地域ぐるみで保護していくことは非常に有効なツールの一つです。

产品的ブランド名であれば商標権（商標法）、栽培技術であれば特許権（特許法）、植物の新品種であれば育成者権（種苗法）、さらに古くから栽培されてきた产品であれば、名称や生産方法などをまとめて地理的表示（地理的表示法）として保護することが可能です。

これらの権利を取得することは、本来、地域にとって明るいニュースであるもの。しかし、関係者間の認識にズレがあったり、きちんと話し合いの場が持たれていなかったりすると、ちょっとしたトラブルの火種にもなりかねません。

地域ブランドをつくると決めた段階で、その過程で生まれる知的財産が誰に帰属するのか、また、構成員や協力企業が抜け駆けで権利を取得しないよう念書を作成するなどしてトラブルを未然に防ぐようにしましょう。

④公設試験研究機関・自治体でのトラブル

ある品種を県の特産品として育てるために農業試験場で試験研究を重ねてきた。隣のA県から**参考にしたい**と視察の依頼があり受け入れたところ、いつの間にかA県がその品種の栽培に成功、その県の特産品として知られるようになってしまった。



農ハウを有効に活かすには？



公設試験研究機関として研究成果を広く地域に還元しようと意識するあまり、成果や情報をあまり分けせずに広く発信、普及してしまっていませんか？

研究の成果を論文で発表するなど、地域社会に還元する使命を果たす必要はありますが、地域の農業振興に向け他県との差別化を図っていくためには、重要な栽培技術や農ハウを守り、育てることも有効な方策です。

研究成果をこれまで以上に知的財産として捉え、情報の提供・発信の範囲や順序を見直してルールを明確化することで、研究成果の還元と地域の農業振興の両立に役立てることができます。

知的財産権として保護されない農ハウについても、営業秘密（10ページ参照）としての適切な保護を考えてみてはいかがでしょうか。



農ハウを 見える化 してビジネスに！

株式会社 ネクスグループ(岩手県花巻市)

農ハウ管理のポイント

平成25年より岩手県花巻市においてトマトを生産。メンバーの中で農業経験者は一人という状況の中、特許技術である多段式ポットによる化学的土壤マネジメントとIoTによる環境管理で収穫量や品質等との相関関係をデータで分析し、農業者の勘を見える化して高品質のトマトを生産することに成功。

農場内にセンサーを設置して、作物の成長状況、水管理、作業時間、気象などを計測・記録化することで、農ハウのデータ化、体系化を図っている。将来的には、AIがデータから判断して指示を出す仕組みを構築する見込み。

取得した栽培データは、セキュリティの観点から専用のサーバー上で厳重管理されており、データ管理責任者のみが取り扱えるようになっている。

自社の農業技術として多段式ポット農法と農業ICTシステムをパッケージ化し、外部に販売している。提供先とは秘密保持契約を結び、第三者に情報が流出しないようにしている。

自社技術を用いて生産されたトマトは要望に応じて買い取りも行い、自社ブランドで販売、誰もが健康的な野菜を簡単に育てられる仕組みを提供している。



農ハウを 契 約 でしっかり管理！

A養鶏場(福岡県)

農ハウ管理のポイント

餌の配合が農ハウ。配合のレシピは流出しないよう注意しており、社内でもごく限られた者しか共有していない。従業員には飼料や飼料配合設備等をカメラで撮影してはいけない等のルールを設けている。

フランチャイズ契約には、秘密保持に関する条項、同じ方法や飼料を用いるという条項、契約を終了したら所定期間は養鶏業に就かないといった条項を盛り込んでいる。



もっと深く！

農ハウの営業秘密としての保護

代々引き継がれてきた栽培方法や蓄積された栽培データ等の農ハウは、「秘密として管理されている」こと(秘密管理性)等の要件を満たせば、不正競争防止法上の「営業秘密」として保護されます。

農ハウを「営業秘密」として保護するためには、農ハウの内容に応じた管理方法等を確立する必要がありますので、お悩みの際には、弁護士や弁理士等の専門家に相談すると良いでしょう。

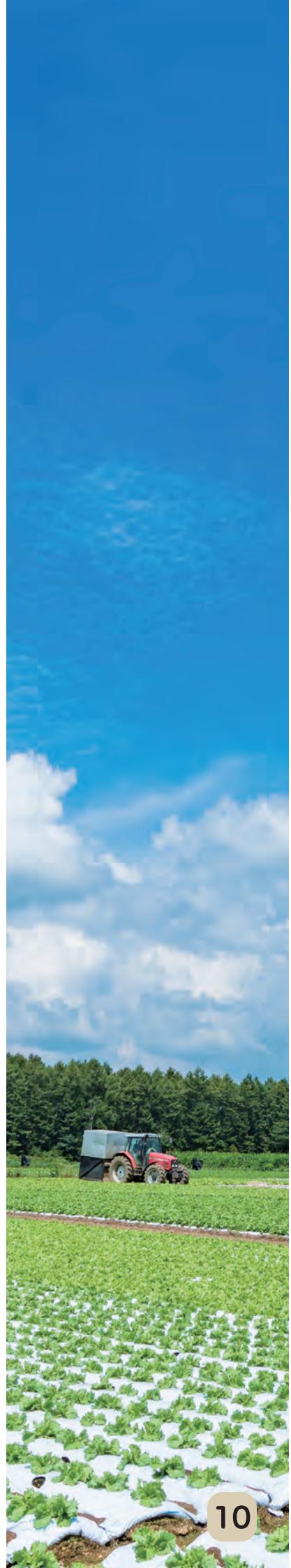
オープン＆クローズ戦略

ある事業者が、自ら有する多様な知的財産について、ある技術・農ハウについては秘匿化し(クローズ化)、他の技術・農ハウを他者に公開すること(オープン化)を検討・選択する経営戦略を「オープン＆クローズ戦略」といいます。農業分野においても、他者には知られたくない技術・農ハウを自らで独占する(クローズ化)一方で、その他の技術・農ハウを第三者に利用させてライセンス料を得る(オープン化)というビジネスモデルも考えられ、今後、このような知財マネジメントがますます重要なといえるでしょう。

秘密保持契約について

他人と秘密保持契約を締結するに当たっては、契約の締結後にその内容をめぐる争いが生じるのを防止するため、契約内容を慎重に検討した上で、契約書を作成しておくことが大切です。契約書は、それぞれのケースに応じて法的な見地を踏まえて作成する必要がありますので、お悩みの際には法律の専門家に相談するのが良いでしょう。

契約書の作成方法等については、各地域の「知財総合支援窓口」で専門家のアドバイスを受けることができます。



さいごに

「農ハウ」は、これを有している経営体の経営能力の向上につながるだけでなく、我が国の高品質な農産物生産を支える重要な情報(知的財産)といえるものです。しかしながら、農業の特性上、栽培方法など他人の目に容易に触れてしまう情報も多く、本来得られるべきであった利益を得られなくなるなど、気づかぬうちに被害を受けることになります。これは、日本の農業全体の損失にもなります。

このような事態を防ぐために、

●自らが有する「農ハウ」が何かをしっかりと見直すこと

●それをデータ化し、適切な管理をすることで、その経済的価値を高めること

●共有する際には、秘密保持条項を入れる等、ルールを決めて管理すること

が重要です。

農ハウを適切に守り、活用して、農業をビジネスにしていきましょう！

このパンフレットについて

農林水産省食料産業局知的財産課

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

電話:03-6738-6315

独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)における支援について

営業秘密・知財戦略に関する相談:営業秘密・知財戦略相談窓口(営業秘密110番)

営業秘密・知財戦略相談窓口(営業秘密110番)において、営業秘密の漏えい・流出事案やその権利化／秘匿化などについて、知的財産戦略アドバイザーや弁護士、弁理士が無料で相談対応を行っています。

営業秘密・知財戦略相談窓口(営業秘密110番)

電話:03-3581-1101(内線3844)

E-mail:trade-secret@inpit.go.jp

[相談時間] 平日9:00~17:45(受付は17:30まで)

詳しくは…



知的財産全般に関する相談:INPIT知財総合支援窓口

47都道府県全てに「INPIT知財総合支援窓口」を開設し、中堅・中小企業等の知的財産に関する悩みや課題に対し、その場で解決を図るワンストップサービスを無料で提供しています。専門性の高いご相談には、定期的に窓口に配置される専門家が対応するほか、ご相談内容に適した専門家が訪問して支援を行います。

INPIT知財総合支援窓口

電話:0570-082100(全国共通ナビダイヤル)

※全国47都道府県に設置されたお近くの窓口におつなぎします。

[ご案内時間帯] 平日8:30~17:15(窓口により異なる場合があります。)

詳しくは…



農林水産分野における知的財産の基本テキストを作成しました

『攻めの農林水産業のための知財戦略～食の日本ブランドの確立に向けて～』
(一般財団法人経済産業調査会発行)

我が国の農林水産分野(主に農業・食品分野)の知的財産制度を網羅的に解説することを目的に、農林水産省・特許庁ほか関係省庁、知的財産分野を専門とする弁護士などの協力を得て作成したテキストです。

農業知財のバイブルとして、ぜひ御活用ください。

